佐賀県公報

平成17年
4月28日
（木曜日）
号外第2号

目次

（◎印は、県例規集に登載するもの）

告示

○介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業の廃止（二五〇・長寿社会課）一
○精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく応急入院指定病院の指定（二五一・健康増進課）一
○家畜伝染病予防法に基づく報告を求める期間の満了の日及び最終報告書の提出期限（二五二・畜産課）一
○包括外部監査契約の締結（二五三・監査委員事務局）一

○告示

◉佐賀県告示第二百五十号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八十二条の規定により、指定居宅介護支援事業者から次のとおり当該指定居宅介護支援事業を廃止した旨の届出があった。

平成十七年四月二十八日

佐賀県知事　古川　康

名称	所在地	変更年月日
特定非営利活動法人　佐賀県社会福祉士会地域福祉支援センター	佐賀市八戸溝一丁目一五番四一号	平成一七・三・三一

◉佐賀県告示第二百五十一号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）第三十三条の四第一項の規定により、応急入院の指定精神科病院として次のものを指定した。

平成十七年四月二十八日

佐賀県知事　古川　康

名称	所在地	指定年月日
独立行政法人国立病院機構　肥前精神医療センター	佐賀県神埼郡東脊振村大字三津一六〇番地	平成一七・四・一

◉佐賀県告示第二百五十二号

平成十六年三月九日付け佐賀県公報で告示した家畜伝染病予防法に基づく報告の徴求（平成十六年佐賀県告示第百八十五号）について、報告を求める期間の満了の日及び最終報告書の提出期限は、次のとおりとする。

平成十七年四月二十八日

佐賀県知事　古川　康

一　報告を求める期間の満了の日

平成十七年五月一日（日）

二　最終報告書の提出期限

平成十七年四月二十五日（月）から平成十七年五月一日（日）までの状況を、平成十七年五月六日（金）の正午までに報告すること。

◉佐賀県告示第二百五十三号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の三十六第一項の規定により、次のとおり包括外部監査契約を締結した。

平成十七年四月二十八日

佐賀県知事　古川　康

一　包括外部監査契約の期間の始期

平成十七年四月一日

二　包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の額の算定方法

基本費用の額並びに執務費用及び実費の額の合算

三　包括外部監査契約を締結した者の氏名及び住所

氏名　乗田　泰

住所　伊万里市大坪町乙百六十五番地八十七

四　包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の支払方法

概算払及び実績報告に基づく精算払

購読料　一か年二八、八〇〇円（送料共）
申込先　佐賀県経営支援本部総務法制課
平成十七年四月二十八日印刷及び発行
発行者　佐賀県知事　古川　康
発行定日　毎週月水金曜日
印刷所　㈱古川総合印刷